

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◇規 則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則(地方課)

公布された規則のあらまし

◇市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

一 次の基準税額等の算定方法の一部を変更することとした。

(第三条～第五条関係)

- 1 市町村民税の所得割に係る基準税額
  - 2 市町村たばこ税の基準税額
  - 3 自動車取得税交付金の基準額
- 二 この規則は、公布の日から施行し、平成三年度分の普通交付

税から適用することとした。

## 規 則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第四十六号

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則(昭和六十二年九月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の算式中「73,758円」を「75,348円」に、「0.999069349」を「0.998797171」に改め、同条の算式の符号B中「1.04」を「1.112」に改め、同条の算式の符号C中「第16表」を「第20表」に、「 $1000000000$ 円」を「 $1000000000$ 円」に、「0.585」を「1.188」に改め、同条の算式の符号D中「及び分離長期譲渡所得」を「分離長期譲渡所得及び株式等に係る譲渡

法理」に定める。

換算後の単位円「1.4740」や「1.4765」は「0.999380400」や「0.999372841」に於て「既終の単位円を以て円と爲すのハハ」に於ける。

A 前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの間の当該市町村の区域内における地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費税等(以下この条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数(喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については同法第467条第2項及び第3項の規定によつて換算した本数とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。以下この条において同じ。)

B 次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率(算定の過程及び当該乗率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.0110\right) \times 0.9754$$

a 前記Aに同じ。

b 当該年度の前4年度の前3年度の前3年度の2月末日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数の鳥取県総数を当該年度の前4年度の前3年度の前3年度の2月末日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数

の鳥取県総数で除した値の平方根

0.9754 自治大臣から示された売渡し等に係る製造たばこの本数の鳥取県についての乗率

換算後の単位円「0.998497989」や「0.998785850」に於て「既終の単位円を以て円と爲すのハハ」に於ける。

B 次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.080\right) \times 0.897$$

a 前記Aに同じ。

b 当該年度の前3年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

1.080 前年度の自動車取得税交付金の鳥取県総額を当該年度の前3年度の自動車取得税交付金の鳥取県総額で除した値の平方根

0.897 自治大臣から示された自動車取得税交付金の鳥取県についての乗率

既終換算後の単位円。

課税標準額の範囲	率
5万円以下	11・011
5万円を超え10万円以下	1・5316
10万円を超え20万円以下	1・1114

別表第二の表を次のように改める。

四十万円を超え六十万円以下のもの  
六十万円を超え百二十万円以下のもの  
百二十万円を超え二百万円以下のもの  
二百万円を超えるもの

一・〇二〇  
一・〇〇六  
一・〇〇三  
一・〇〇〇

鹿野町	〇・九八三	〇・六八一	日野町	〇・九七九	〇・八四一
気高町	一・〇二三	〇・七六八	日南町	〇・九六二	〇・六七五
智頭町	〇・九九三	〇・八一〇	中山町	〇・九九〇	〇・七三〇
佐治村	一・〇一六	〇・六五〇	名和町	一・〇〇八	〇・七九一
用瀬町	一・〇〇五	〇・八一〇	大山町	一・〇〇四	〇・六九六
若桜町	〇・九六八	〇・七六六	淀江町	一・〇二七	〇・七九五
八東町	一・〇〇五	〇・七五七	日吉津村	一・〇〇〇	一・〇九九
河原町	〇・九九五	〇・七七三	岸本町	一・〇三二	〇・八四五
船岡町	一・〇〇四	〇・七七三	会見町	一・〇〇四	〇・七六一
郡家町	一・〇〇八	〇・八三一	西伯町	一・〇〇五	〇・七五〇
福部村	一・〇二二	〇・六三七	赤碓町	〇・九九八	〇・七七二
岩美町	〇・九八七	〇・八〇八	東伯町	一・〇〇六	〇・八五七
国府町	一・〇〇七	〇・八三一	大栄町	一・〇〇五	〇・八六七
境港市	一・〇〇六	〇・九九二	北条町	一・〇三八	〇・七四三
倉吉市	一・〇一九	〇・九九七	関金町	一・〇二一	〇・五八四
米子市	一・〇一六	一・一六三	三朝町	一・〇〇九	〇・七三〇
鳥取市	一・〇二二	一・二一五	東郷町	一・〇〇八	〇・八二六

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の規定は、平成三年度分の普通交付税から適用する。

青谷町	〇・九九七	〇・七四二	江府町	〇・九八六	〇・七二四
羽合町	一・〇〇八	〇・七八五	溝口町	一・〇〇二	〇・七七三
泊村	〇・九九〇	〇・六九七			